

(記載第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要(変更)

令和7年6月18日

宮若市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				黒丸	無	令和6年度～令和10年度	雲海の郷